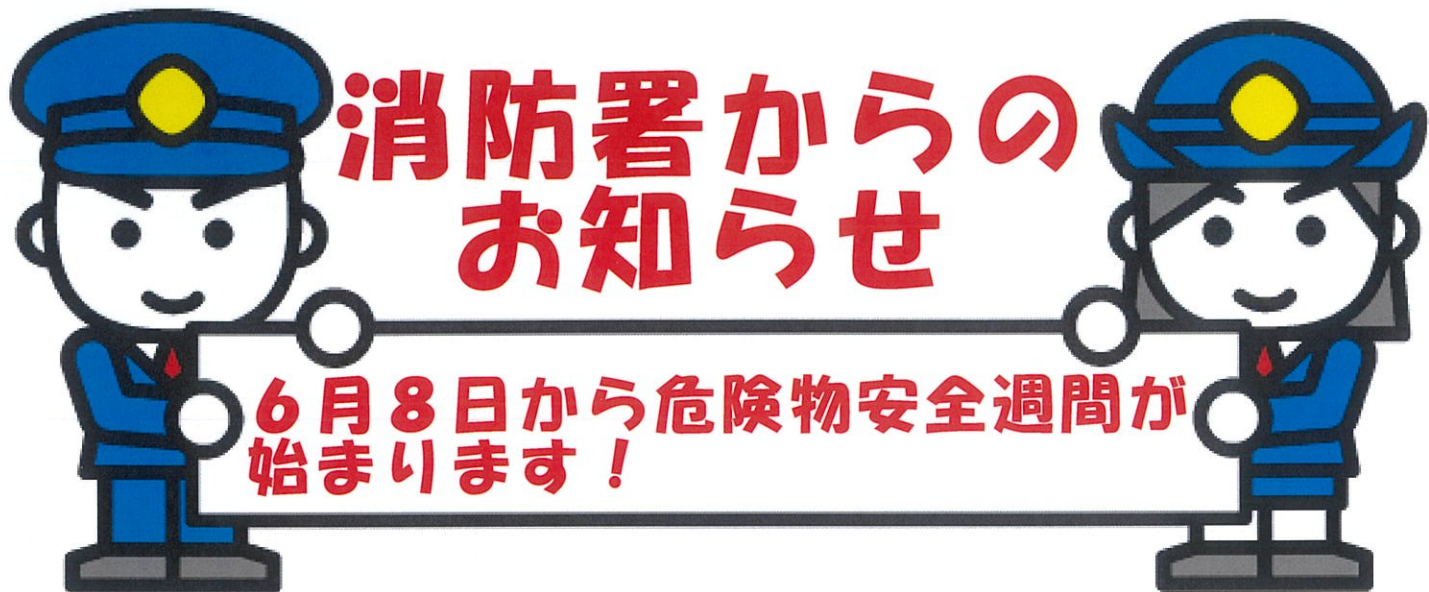




令和7年6月8日(日)から14日(土)までの間
全国で一斉に「危険物安全週間」となります。
今年の標語は
「危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る」



危険物安全週間とは、危険物を取り扱っている事業所などに対して自主保安管理を呼びかけ、また、一般の方々へ危険物に関する意識の高揚・啓発を図ることで生活の安全を確保することを目的として、平成2年に自治省消防庁（現総務省消防庁）により制定されました。



危険物とは、身近なものでいえば**ガソリン**や**軽油**、暖房などに使う**灯油**、感染症対策として当たり前になった**消毒用アルコール**などがあります。他にも化粧品や制汗スプレーの成分などにも消防法の危険物として規制されるものがあります。危険物は、名前のとおり危険な物質であり、発火や引火しやすい性質をもっており、火災を起こす危険性の高い物質です。それぞれの特性は以下のとおりです。



ガソリン：気温が -40°C でも火を近づけると燃える特性（引火点が -40°C ）があり、爆発的に燃える危険な液体です。

灯油：引火点は 40°C 以上であるが、液温が 40°C 以上になると引火の危険はガソリンと同等となる。



消毒用アルコール：引火しやすい可燃性の蒸気が発生し、明るい場所では炎が見えにくい。



この機会に危険物の知識を深め
火災のない明るい街づくりに
ご協力ください

